



長野県報

7月16日(木)
平成21年
(2009年)
第2083号

目次

規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) 1

告示

特定疾患治療研究事業実施要綱の一部改正(健康づくり支援課) 1

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定(水大気環境課) 2

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) 2

特定調達契約に係る一般競争入札(管財課) 2

一般競争入札(市町村課) 3

一般競争入札(住宅課) 4

一般競争入札(病院事業局) 5

一般競争入札(保健厚生課) 6

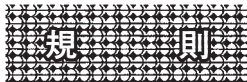
平成21年度長野県職員採用初級試験(高校卒業程度)、長野県市町村立小中学校栄養職員採用試験及び長野県市町村立小中学校事務職員採用試験の実施(人事委員会事務局) 7

平成21年度長野県警察職員採用初級試験(高校卒業程度)の実施(人事委員会事務局) 12

一般競争入札(3件)(高校教育課) 15

特定調達契約に係る落札者の決定(中南信運転免許センター) 17

正誤(障害福祉課) 17



職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年 7月16日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第9号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

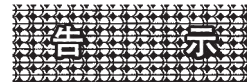
職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(昭和27年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表の第1号中「又は」を「、」に、「遮断及び」を「遮断又は感染を防止するための協力、」に、「通行遮断」を「通行の制限又は遮断及び検疫法(昭和26年法律第201号)の規定による停留」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第404号

特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和57年長野県告示第275号)の一部を次のように改正します。

平成21年 7月16日

長野県知事 村井仁

第7中「並びに」を「、」に改め、「できる書類」の次に「、保険証の写し、医療保険上の所得区分に関する情報を対象患者の加入する医療保険の保険者(後期高齢者医療広域連合を含む。以下「保険者」という。)が知事に情報提供することに同意する旨の書類(以下「同意書」という。)並びに保険者が対象患者の所得区分の認定を行うために必要な書類」を加える。

第8中「書類」の次に「(同意書を除く。)」を加える。

第9に次の1項を加える。

2 知事は、第7又は第8の規定による申請を受理したときは、当該申請に係る対象患者に適用される所得区分を把握するため、当該対象患者が加入する保険者に対して、同意書、所得区分の認定を行うために必要な書類等を添えて照会等を行い、前項の規定により交付する受給者証に、当該対象患者に適用される所得区分の